

県北広域振興局長告示第5号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成25年1月18日

県北広域振興局長 松岡 博

1 訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0373100627	TKアイラック株式会社	あい楽訪問リハビリステーション	九戸郡洋野町種市第25地割26番地29	平成25年1月1日

2 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0370700544	ポルト株式会社	老人デイサービスセンター「ポルト」	久慈市長内町第40地割12番地3	平成24年12月10日